

平成30年8月23日

北条鉄道株式会社

北条鉄道プレスリリース

北条鉄道 第7期ステーションマスター募集について

北条鉄道では第7期ボランティア駅長・鉄道サポーターを7月26日（木）から募集いたします。ステーションマスター制度はボランティアで北条鉄道を支援、協力頂く制度です。自分の特技、趣味を生かした活動で北条鉄道の活性化、乗客増につながる活動をお願いしております。また、鉄道サポーターは北条鉄道イベント等のサポートをお願いしております。

- ① 募集期間 平成30年7月26日（木）～8月27日（月）
- ② 応募資格 年齢 満18才以上・・高校生不可
 - ・鉄道が好きで北条鉄道に興味がある方
- ③ 職務 駅長
 - ・担当駅は北条鉄道と相談の上決める
 - ・勤務は最低月2回以上担当駅に出勤して活動を行う
 - ・駅の清掃、趣味、特技を生かして活動を行う鉄道サポーター
 - ・イベント等でサポートを行う
- ④ 任期 平成30年9月1日～平成32年8月31日（2年）
- ⑤ 応募方法 HP掲載の応募用紙と履歴書を北条鉄道へ郵送（募集期間内必着）
- ⑥ 応募先 〒675-2312 加西市北条町北条28-2
北条鉄道株式会社 担当 高井 TEL 0790-42-0036
- ⑦ 選考方法 書類選考及び面接により決定

ステーションマスター応募用紙

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 —				
連絡先	TEL	携帯： — —		自宅：	
	FAX	() —		電話番号と同じ	
	メールアドレス				
希望職種	① 駅長		② 鉄道サポーター		
	※どちらかを選んで下さい。職種内容については北条鉄道HPを参照して下さい。				
	①を選ばれた方は下記に希望の担当駅を記入して下さい。 第1希望()、第2希望()				
(注意) 駅長、鉄道サポーターの区分や担当駅の決定については、応募理由や過去の活動状況・各駅の希望人数等を考慮して決めますのでご希望に沿えないこともあります。					
応募理由					

応募書類について

①応募用紙(所定) ②履歴書(新規の方対象)

平成 30 年 6 月 6 日

北条鉄道株式会社

北条鉄道ステーションマスター設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北条鉄道株式会社（以下「会社」という。）のステーションマスターの設置及び活動に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 ステーションマスターとは、公募等により会社に登録された年齢満 20 歳以上(学生不可)のボランティア駅長、鉄道サポーターをいう。

(待遇)

第 3 条 ステーションマスターの待遇は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報酬は支給しない。
- (2) 希望する者には、その必要性を認めた場合は、制服・制帽を貸与する。退任の場合は、貸与品を速やかに会社に返還しなければならない。
- (3) 本人及びその同伴者 1 名まで無料で北条鉄道に乗ることができる。ただし、乗車の際は必ず名札(身分証)を着用し、また名札(身分証)を利用した無料乗車は通勤等を含むステーションマスターの活動以外での使用はできないものとする。

(名称及び役割)

第 4 条 ステーションマスターは、個人の空き時間を利用して各種の活動を行うこととし、その種類ごとの名称及び役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ステーションマスター（ボランティア駅長）

- ア 指定された駅で自分の趣味、特技を生かした活動、駅の清掃、施設管理、植栽管理、イベント開催等により北条鉄道の魅力度を高める。また、担当駅以外の駅舎・駅構内等でも活動することができる。担当駅外の場合、会社、担当駅長の許可等を取ること。
- イ 駅を指定されたボランティア駅長は、駅長の名称を使用することができる。
- ウ 鉄道敷地以外の場所でボランティア駅長として北条鉄道の名前を使う場合は、必ず会社の許可を取らなければならない。
- エ ステーションマスターは、前項に規定するもののほか、会社の許可を得て次の各号に掲げる活動を行うことができる。
 - (1) 北条鉄道の各駅舎、土地等の利活用。
 - (2) イベント等の企画、開催。
 - (3) 北条鉄道の利用促進及び業績向上に関する事項。

- オ ボランティア駅長は月 2 回以上担当駅に出勤し駅長活動、駅舎、駅構内等の清掃を行うこと、また、北条町駅に訪問すること。
- カ 活動は営利目的、趣味のみの活動は認めない。
- キ ステーションマスターは 6 ヶ月ごとに会社に活動報告を提出すること。

(2) 鉄道サポーター

- ア 鉄道サポーターは、北条鉄道イベント等に協力する。

(禁止行為)

第 5 条 ステーションマスターは、名刺及び制服等の貸与品を前条に規定する目的以外に使用してはならない。また、会社の信用等を損なうような行為を絶対にしてはならない。

(任期)

第 6 条 ステーションマスターの任期は、9 月 1 日から翌々年の 8 月 31 日までの 2 年間とし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、6 ヶ月以上活動実績のない者は、特別な事由がある場合を除いて、任期の途中で退任となる。

(追加補充)

第 7 条 ステーションマスターの人員を増強する必要があるときは、随時、ステーションマスターを募集し、面接等を経て選任することができる。ただし、その場合の任期は、現任者の残任期間とする。

(トラブル、事故等の対応)

第 8 条 ステーションマスターとしての活動中に、トラブル、事故等が発生したときは、速やかに会社に連絡し、責任ある対応を行わなければならない。ただし、その場での対応が困難であると判断される事柄については、会社と協議の上、対応するものとする。

(災害補償)

第 9 条 ステーションマスターとしての活動中の事故等により、本人が傷害等の被害を受けたときは、会社が加入した傷害保険の範囲内で補償されるが、会社はそれ以上の責任を負わない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社長が定める。

附 則

改定 この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。